

○長崎大学附属図書館掲載料徴収規程

平成16年4月1日

規程第96号

改正 平成26年3月11日規程第9号

改正 平成29年3月7日規程第8号

改正 令和2年2月3日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学附属図書館が所蔵する貴重図書及び古写真等（以下「貴重図書等」という。）を出版物、画像及び映像等（以下「出版物等」という。）に掲載する際の掲載料に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載料の徴収)

第2条 掲載料は、貴重図書等を出版物等に掲載する場合に徴収するものとする。ただし、附属図書館長が認める場合は、この限りでない。

(出版物への掲載承認手続)

第3条 貴重図書等を出版物等に掲載しようとする者は、あらかじめ所定の申込書を附属図書館長又は分館長に提出し、その承認を得なければならない。

(掲載料の納付)

第4条 前条に規定する承認を得た者は、その掲載が無償とされた場合を除き、掲載料を前納しなければならない。

2 既納の料金は、返還しない。

(掲載料の算定方法)

第5条 掲載料の額は、次に掲げる算式により算出した額とする。

算式

掲載料 = 3,000円 × 掲載点数 × (1 + (消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の定めによる税率))

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月11日規程第9号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月7日規程第8号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月3日規程第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。